

# 栃木市農業委員会総会議事録

令和8年2月24日

栃木市農業委員会事務局

# 栃木市農業委員会総会

開催日時 令和8年2月24日（火） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎5階 501会議室

## 出席委員

1 若色 昭松	2 五十畑 節子	3 石塚 一彦	4 泉田 裕美
5 小林 真理子	6 大塚 幸八	7 糸井 世志江	8 毛塚 登
9 青木 則夫	10 田谷 安久	11 田中 徹	12 野尻 真悟
13 生澤 良一	14 鈴木 美智子	15 巻島 陽一	16 大谷 明
17 早乙女 とみ	18 渡邊 昭男	19 中田 秀雄	20 田中 健一
21 縫村 啓子			

欠席委員 なし

## 農業委員会事務局職員

次長兼農委総務係長	高久 完治	農地調整係長	田沼 篤
主 査	佐藤 真沙人	主 任	岡 剛伯
主 事	五十畑 博規		

## 会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間計画）に対する意見について
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第5号	農地改良事前協議の報告について

## 開会の宣言

次 長 それでは、ただ今から、令和8年2月、栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長より、ごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

次 長 ありがとうございます。  
ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

## 議事録署名

議 長 それでは、これより議事に入ります。  
まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。  
栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、議事録署名委員は、18番渡邊昭男委員、19番中田秀雄委員をお願いいたします。

## 会議書記指名

議 長 日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

## 議 事

議 長 それでは、日程第3の議案審議に入ります。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

## 五十畑主事

議案書2ページをご覧ください。  
今月の申請は、所有権の移転が11件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町北武井を中心に米・大根等を作付しています。申請地でも米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、経営の若返りのため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、仲仕上町を中心に米・ジャガイモを作付しています。申請地でも、米・ジャガイモを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、経営規模拡大のため、既に借りていた農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤田町を中心に米を作付けしています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番、5番については、経営規模拡大のため、既に借りていた農地を売買により取得する申請です。それぞれ別の所有者から農地を購入するため番号が別になっております。

譲受人は、久保田町を中心に米・麦・ナス・大根を作付けしています。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番、7番については、経営規模拡大のため農地を売買により取得する申請です。それぞれ別の所有者から農地を購入するため番号が別になっております。

譲受人は、新井町を中心に米・大豆・きゅうり・トマトを作付けしています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、共有物を単独所有にするため農地を共有物分割により取得する申請です。

譲受人は、大塚町を中心に米・サツマイモ・きゅうり等を作付しています。申請地でも、サツマイモ・きゅうり等を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、経営規模拡大のため、既に借りていた農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、西方町真名子を中心に米・大根を作付しています。申請地でも、米・大根を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

10番については、居住地に隣接した農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、非農家ですが、管理機を所有しており、申請地では、大根・里芋・きゅうりを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

11番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町静を中心に米・柿・ぶどうを作付しています。申請地でも、ぶどうを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

以上11件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(毛塚委員)

今回の北部調査委員長の8番毛塚です。  
今回は私と16番大谷委員、18番渡邊委員の3名と事務局2名で、19日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。  
今回北部は、所有権移転の申請が9件ありました。  
書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。  
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長  
(糸井委員)

今回の南部調査委員長の7番糸井です。  
今回は私と6番大塚委員、19番中田委員の3名と事務局2名で、20日金曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告

いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が2件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査

議案書の5ページをご覧ください。

今回は7件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、一般住宅への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は市内の貸家に妻と子供の3人で住んでおりますが、間取り等の事情により手狭になってきたため、本件を申請しました。

申請地は既存の集落内にあり住環境が整っていることから、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、下都賀庁舎から1km以内の第2種農地ですが、集落に接続することから許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後市道側溝へ排水。雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、太陽光発電設備への転用です。地図は2ページで

す。

事業計画者は再生可能エネルギーに係る太陽光発電システムの販売、施工等の業務を行っております。

申請地は付近に日照を妨げる高い建物や木々がなく太陽光発電用地として条件ががいたため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未滿の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は市外のアパートに妻と息子の3人で住んでおりますが、息子の成長に伴い、現在のアパートが手狭になってきたことから将来にわたり安定した生活基盤を確保するため、本件を申請しました。

両親に相談したところ実家隣接地の土地を提供してもよいとの返事を貰えたことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未滿の第2種農地ですが、集落に接続することから許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後市道側溝へ排水。雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、太陽光発電設備への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。地球のエネルギー問題に対して少しでも貢献したいと考え、太陽光発電事業の申請に至りました。

申請地は日照条件が良好なことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、都市計画法に基づく用途地域内の第3種農地であり、原則許可です。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

岡主任

5番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は佐野市内の借家に妻と息子の3人で住んでおりますが、手狭になってきたため、本件を申請しました。

申請地は祖父の家に隣接し、安心して生活できることから、本件の土地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後地下浸透処理。雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番、7番については、太陽光発電設備への転用です。地図は6ページです。

地主が別なため番号が別になっておりますが、同一事業者による同様の転用許可申請であるため、一括で説明いたします。

事業計画者は温室効果ガス抑制に資する太陽光発電設備を設置し、当該地の有効利用及び維持管理を行っております。

申請地は日照条件等太陽光発電用地として条件がよいため、事業地として選定しました。

農地の区分は、岩舟総合支所から800m以内の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上7件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

なお、4番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(毛塚委員)

今回北部は、一般住宅が2件、太陽光発電設備が2件の合計4件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。

議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (糸井委員)	<p>今回南部は、一般住宅が1件、太陽光発電設備が2件、合計3件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番、2番について、20番田中健一委員お願いします。
田中健一委員	<p>20番田中です。</p> <p>1番の案件は一般住宅、2番の案件は太陽光発電設備への転用で、現地を確認しましたが、事務局および調査委員長の説明のとおりで、何の問題もないと思われ。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号3番について、1番若色より報告いたします。</p> <p>3番の案件ですが、子供の分家住宅で、事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題ないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	番号4番について、10番田谷委員お願いします。
田谷委員	<p>10番田谷です。</p> <p>4番の案件ですが、現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題ないと思われ。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	番号5番について、3番石塚職務代理者お願いします。
石塚職代	<p>3番石塚です。</p> <p>5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	番号6番、7番について、2番五十畑職務代理者お願いします。
五十畑職代	2番五十畑です

6番、7番の案件ですが、太陽光発電設備への転用で、現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおり何も問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
なお、4番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。

議 長 次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査 議案書の8ページをご覧ください。  
今回は3件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。

1番については、地図は3ページです。  
申請地は3筆で、航空写真等により、平成16年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

2番については、地図は7ページです。  
申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

岡主任 3番については、地図は8ページです。

申請地は2筆で、航空写真等により、昭和61年以前から雑種地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上3件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願ひします。北部調査委員長お願ひします。

北部調査委員長  
(毛塚委員)

今回北部は、2件の申請がありました。  
2件とも20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願ひします。

南部調査委員長  
(糸井委員)

今回南部は、1件の申請がありました。  
本件は20年以上資材置場として利用されてきたことを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。  
番号1番について、1番若色より報告いたします。  
1番の案件ですが、是正の案件です。何の問題もないと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長

番号2番について、10番田谷委員お願ひします。

田谷委員

10番田谷です。

2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 番号3番について、3番石塚職務代理者をお願いします。

石塚職代 3番石塚です。  
3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。  
県農地中間管理機構に関する134件であります。なお修正がありますので事務局より説明をお願いします。  
(事務局説明)

議 長 ここで議案の中に新規就農者による利用権の設定の案件が2件ございますので、地元委員から報告いただきます。  
10ページの番号1番について、18番渡邊委員をお願いします。

渡邊委員 18番渡邊です。  
1番の借人ですが、都賀町原宿でいちごを栽培します。  
昨年11月に面接をして、4月から新たに栃木市の農家の仲間になることとなります。皆様をサポートをよろしく申し上げます。

議 長 続いて18ページ番号84番から86番について、8番毛塚委員をお願いします。

毛塚委員	<p>8番毛塚です。</p> <p>84番の借人ですが、大平町西水代でいちごを栽培します。昨年9月に面接をして、4月から新たに栃木市の農家の仲間になります。皆様のサポートをよろしくお願いします。</p>
議長	<p>これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議長	<p>発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議長	<p>発言がないようですので、採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に日程第4報告事項に入ります。 報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。なお、修正がありますので事務局より説明をお願いします。 (事務局説明)</p>
議長	<p>報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>

議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。  
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和8年2月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時16分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員会長 \_\_\_\_\_ (若 色)

署名委員 \_\_\_\_\_ (渡 邊)

署名委員 \_\_\_\_\_ (中 田)